

令和元年 第5回

三種町選挙管理委員会議案

令和元年6月3日提出

日 時 令和元年6月3日（月）

午前9時00分

場 所 三種町役場第3会議室

署名委員

署名委員

次 第

- 1 委員長あいさつ
- 2 会議録署名委員の指名（ 委員、 委員）
- 3 案 件
 - 議案第 2 4 号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第 2 5 号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第 9 号 登録の移替えをした者について
 - 報告第 1 0 号 選挙権を有する者の 5 0 分の 1 の数について
 - 報告第 1 1 号 選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について
 - 議案第 2 6 号 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日について
 - 議案第 2 7 号 投票所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 2 8 号 投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）
 - 議案第 2 9 号 投票所記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 3 0 号 期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（参院選）
 - 議案第 3 1 号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（参院選）
 - 議案第 3 2 号 開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 3 3 号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 3 4 号 在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（参院選）
 - 議案第 3 5 号 選挙人名簿の移替えの延期について（参院選）
 - 議案第 3 6 号 ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第 3 7 号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）
 - 議案第 3 8 号 期日前投票立会人の選任について（参院選）
 - 議案第 3 9 号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）
- 4 その他

議案第 2 4 号

選挙人名簿に登録することについて

公職選挙法第 2 2 条第 1 項の規定により、別紙の者を令和元年 6 月 1 日付けで選挙人名簿に登録する。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 新有権者登録 | 令和元年 6 月 1 日までに満 1 8 歳に達する者
生年月日：平成 1 3 年 4 月 9 日から平成 1 3 年 6 月 2 日まで
男 8 人 女 7 人 小計 1 5 人 |
| 2 | 転入登録 | 平成 3 1 年 3 月 1 日以前より引き続き三種町に居住している者
転入日：平成 3 0 年 1 2 月 2 9 日から平成 3 1 年 3 月 1 日まで
男 1 0 人 女 1 5 人 小計 2 5 人 |
| 3 | 登録者総数 | 男 1 8 人 女 2 2 人 合計 4 0 人 |

議案第 25 号

選挙人名簿から抹消することについて

公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を令和元年 6 月 1 日付けで選挙人名簿から抹消する。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 死亡抹消者 | 届出日：平成 31 年 4 月 6 日から令和元年 5 月 31 日まで |
| | | 男 29 人 女 17 人 小計 46 人 |
| 2 | 転出抹消者 | 平成 31 年 1 月 31 日以前に三種町から転出した者 |
| | | 転出日：平成 30 年 12 月 7 日から平成 31 年 1 月 31 日まで |
| | | 男 13 人 女 16 人 小計 29 人 |
| 3 | 抹消者総数 | 男 42 人 女 33 人 合計 75 人 |

報告第 9 号

登録の移替えをした者について

令和元年 6 月 1 日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

平成 3 1 年 3 月 8 日から令和元年 5 月 3 1 日までの町内転居により投票区の移替えをした者

男	1 1 人	女	1 7 人	合計	2 8 人
---	-------	---	-------	----	-------

報告第 10 号

選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 298 である。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

参 考

第 74 条第 1 項 条例の改廃請求

第 75 条第 1 項 地方公共団体等の事務等の執行に係る監査請求

報告第 1 1 号

選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項及び第 8 1 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は 4, 9 6 7 である。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

参 考

第 7 6 条第 1 項 議会の解散請求

第 8 0 条第 1 項 議員の解職請求

第 8 1 条第 1 項 長の解職請求

地教組第 8 条第 1 項 教育委員の解職請求

議案第 26 号

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日について

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙期日及び告示の日を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

- 1 選挙期日 令和元年 9 月 8 日
- 2 告示日 令和元年 9 月 3 日

選挙すべき議員の数 6 人

(議案第 2 6 号関連資料)

1 財産区議会議員選挙に係る公職選挙法の規定

(財産区の特例)

第 2 6 8 条 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第 2 9 5 条の規定による条例で規定するものを除くほか、この法律中**町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用**する。ただし、被選挙権の有無は、市町村又は特別区の議会が決定する。

2 選挙期日に関する公職選挙法の規定

(一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙)

第 3 3 条 地方公共団体の**議会の議員の任期満了による一般選挙**又は長の任期満了による選挙は、**その任期が終る日の前 3 0 日以内**に行う。

2 ～ 4 (略)

5 第 1 項から第 3 項までの**選挙の期日**は、次の各号の区分により、**告示**しなければならない。

(1) ～ (4) (略)

(5) 町村の議会の議員及び長の選挙にあつては**少なくとも 5 日前**に

3 三種町下岩川財産区議会議員の任期

平成 2 7 年 9 月 2 0 日から令和元年 9 月 1 9 日まで (4 年間)

4 これまでの選挙期日及び告示日

平成 1 9 年	選挙期日	9 月 9 日 (日)	告示日	9 月 4 日 (火)
平成 2 3 年	選挙期日	8 月 2 8 日 (日)	告示日	8 月 2 3 日 (火)
平成 2 7 年	選挙期日	8 月 3 0 日 (日)	告示日	8 月 2 5 日 (火)

※ 「三種町下岩川財産区議会条例」で定数は**6 名**、任期は**4 年**と規定

議案第 2 7 号

投票所を定めることについて（参院選）

令和元年 7 月 2 1 日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

投票区	投 票 所	所 在 地
鯉 川	旧鯉川小学校	三種町鯉川字片平 3 4 番地
鹿渡南	琴丘保育園	三種町鹿渡字東小瀬川 4 3 番地 1
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	三種町鹿渡字東二本柳 2 9 番地 3
新屋敷	新屋敷集会所	三種町鹿渡字寺後 1 7 0 番地
落 合	旧上岩川小学校	三種町上岩川字柏木岱 4 0 番地
勝 平	勝平地区集会所	三種町上岩川字勝平 6 3 番地 3
大 町	山本公民館	三種町森岳字町尻 2 7 番地 1
林 崎	林崎自治会館	三種町森岳字東囲 1 5 1 番地
木戸沢	山本ふるさと文化館	三種町森岳字東堤沢 7 2 番地 4 4
長 面	すいらんの館	三種町下岩川字長面谷地 3 9 番地 2
達 子	達子集落生活改善センター	三種町下岩川字達子 1 7 0 番地 1
金光寺	金陵の館	三種町豊岡金田字金光寺 4 番地 1
豊 岡	豊岡公民館	三種町豊岡金田字豊岡 9 1 番地 1
北金岡	中嶋ふれあいセンター	三種町外岡字中嶋 4 番地 1
川 尻	川尻自治会館	三種町川尻字東大堤下 7 4 番地
鵜 川	鵜川地区館	三種町鵜川字西鵜川 8 5 番地
大 曲	大曲コミュニティセンター	三種町鵜川字大曲 1 1 7 番地
浜 田	浜口地区館	三種町浜田字福沢 5 7 番地
大 口	大口公民館	三種町大口字大口 4 5 番地
釜 谷	釜谷公民館	三種町大口字釜谷 1 8 番地
芦 崎	せいぶ館	三種町芦崎字芦崎 4 8 5 番地

議案第 28 号

投票所の閉鎖時刻を定めることについて（参院選）

公職選挙法第 40 条第 1 項の規定により、令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票所の閉鎖時刻を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

投票区	投 票 所	閉 鎖 時 刻
落 合	旧上岩川小学校	午後 6 時とし、閉鎖時刻を 2 時間繰り上げる。
勝 平	勝平地区集会所	

投票区	投 票 所	閉 鎖 時 刻
鯉 川	旧鯉川小学校	午後 7 時までとし、閉鎖時刻を 1 時間繰り上げる。
鹿渡南	琴丘保育園	
鹿渡北	琴丘地域拠点センター	
新屋敷	新屋敷集会所	
大 町	山本公民館	
林 崎	林崎自治会館	
木戸沢	山本ふるさと文化館	
長 面	すいらんの館	
達 子	達子集落生活改善センター	
金光寺	金陵の館	
豊 岡	豊岡公民館	
北金岡	中嶋ふれあいセンター	
川 尻	川尻自治会館	
鵜 川	鵜川地区館	
大 曲	大曲コミュニティセンター	
浜 田	浜口地区館	
大 口	大口公民館	
釜 谷	釜谷公民館	
芦 崎	せいぶ館	

議案第 29 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（参院選）

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第 175 条第 3 項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

日 時	令和元年 7 月 4 日（木）	午後 5 時 30 分から
場 所	三種町鵜川字岩谷子 8 番地	三種町選挙管理委員会事務室

議案第 30 号

期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を定めることについて（参院選）

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票及び不在者投票を行う場所及び設置する期間を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

1 期日前投票を行う場所及び期間

（１）三種町鹿渡字東二本柳 29 番地 3 琴丘地域拠点センター

期間 令和元年 7 月 13 日から令和元年 7 月 20 日まで

（２）三種町豊岡金田字森沢 1 番地 2 山本総合支所

期間 令和元年 7 月 13 日から令和元年 7 月 20 日まで

（３）三種町鵜川字西本田 2 番地 八竜農村環境改善センター

期間 令和元年 7 月 5 日から令和元年 7 月 20 日まで

投票時間 いずれも午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

2 不在者投票を行う場所及び設置する期間

三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

期間 令和元年 7 月 5 日から令和元年 7 月 20 日まで

時間 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

議案第 3 1 号

不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて（参院選）

公職選挙法施行令第 5 3 条第 1 項及び第 5 9 条の 4 第 4 項の規定により、令和元年 7 月 2 1 日執行予定の参議院議員通常選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

郵便により発送できる日 令和元年 7 月 2 日（火）

議案第 3 2 号

開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）

令和元年 7 月 2 1 日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の
開票の日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

日 時 令和元年 7 月 2 1 日（日） 午後 8 時開始

場 所 三種町鵜川字西本田 6 5 番地 1 三種町八竜体育館

議案第 33 号

開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて
(参院選)

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第 6 条第 2 項及び第 4 項の規定によるくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

日 時 令和元年 7 月 18 日 (木) 午後 5 時 30 分
場 所 三種町鶴川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第 3 4 号

在外選挙人が投票できる期日前投票所の指定について（参院選）

令和元年 7 月 2 1 日執行予定の参議院議員通常選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票できる期日前投票所を公職選挙法第 4 9 条の 2 第 2 項により読み替えて準用される同法第 4 8 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり指定する。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

期日前投票所 三種町鵜川字岩谷子 8 番地 三種町選挙管理委員会事務室

議案第 3 5 号

選挙人名簿の移替えの延期について（参院選）

公職選挙法施行令第 1 7 条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会

委員長 嶋 田 仁

移替えを延期する期間

令和元年 6 月 2 1 日から令和元年 7 月 2 1 日まで

議案第 36 号

ポスター掲示場を設置する場所を定めることについて（参院選）

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における公職選挙法第 144 条の 2 の規定によりポスター掲示場を設置する場所を次のとおり定める。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

琴丘地区	49 箇所	
山本地区	62 箇所	
八竜地区	46 箇所	計 157 箇所

設置箇所は別紙のとおり

議案第 37 号

期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

議案第 3 7 号別紙

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年7月13日から 令和元年7月20日まで	(省略)	川村 正悦

(2) 職務代理人

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年7月13日から 令和元年7月20日まで	(省略)	皆川 和華子

2 山本総合支所期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年7月13日から 令和元年7月20日まで	(省略)	神馬 均

(2) 職務代理人

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年7月13日から 令和元年7月20日まで	(省略)	内藤 英子

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

(1) 投票管理者

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年7月 5日から 令和元年7月20日まで	(省略)	檜森 和彦

(2) 職務代理人

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年7月 5日から 令和元年7月20日まで	(省略)	石井 靖紀

議案第 38 号

期日前投票立会人の選任について

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

議案第 3 8 別紙

期日前投票立会人

1 琴丘地域拠点センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年 7 月 1 4 日 7 月 1 6 日 7 月 1 8 日 7 月 2 0 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 3 日 7 月 1 5 日 7 月 2 0 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 3 日 7 月 1 7 日 7 月 1 9 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 5 日 7 月 1 6 日 7 月 1 8 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 4 日 7 月 1 7 日 7 月 1 9 日	(省略)	(省略)

2 山本総合支所期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年 7 月 1 3 日 ～ 1 5 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 3 日 ～ 1 4 日 7 月 2 0 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 6 日 7 月 1 8 日 ～ 1 9 日 7 月 2 0 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 5 日 ～ 1 8 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 7 日 7 月 1 9 日	(省略)	(省略)

3 八竜農村環境改善センター期日前投票所

職務を行うべき日	住 所	氏 名
令和元年 7 月 5 日 7 月 8 日 7 月 1 2 日 7 月 1 7 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 5 日 7 月 9 日 7 月 1 3 日 7 月 1 4 日 7 月 1 9 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 7 日 7 月 9 日 7 月 1 1 日 7 月 1 6 日 7 月 1 8 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 8 日 7 月 1 0 日 7 月 1 6 日 7 月 1 8 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 6 日 7 月 7 日 7 月 1 1 日 7 月 1 3 日 7 月 1 5 日 7 月 1 9 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 6 日 7 月 1 0 日 7 月 1 2 日 7 月 1 5 日 7 月 1 7 日 7 月 2 0 日	(省略)	(省略)
令和元年 7 月 1 4 日 7 月 2 0 日	(省略)	(省略)

議案第 39 号

開票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）

令和元年 7 月 21 日執行予定の参議院議員通常選挙における三種町開票区の
開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和元年 6 月 3 日提出

三種町選挙管理委員会
委員長 嶋 田 仁

開票管理者	住 所	（省略）
	氏 名	嶋 田 仁

職務代理者	住 所	（省略）
	氏 名	田 村 明

公職選挙法改正の動向

1 公職選挙法等の一部を改正する法律

(公布：平成30年7月25日、施行：平成30年10月25日)

【主な改正内容】

- 1 参議院選挙における選挙区間における議員一人当たりの人口の較差是正のため選挙区選出議員の定数を増加する
- 2 比例代表選出議員の選挙について、全国的な支持基盤を有するとは言えないが国政上有為な人材又は民意を媒介する政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにする(特定枠制度の導入)

参議院比例代表選出議員の定数を増加する

(1) 選挙区選出議員の定数増

埼玉県(6人区→8人区)

(2) 比例代表選出議員の定数増

96人 → 100人

これによって、一票の格差は、3.08倍⇒2.985倍に

(3) 特定枠制度の導入

○優先的に当選人となるべき候補者の区分記載

政党その他の政治団体(政党等)は、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して名簿に記載することができる。

【名簿のイメージ】

候補者A
候補者B
・
・

優先的に当選人となるべき候補者

第1位 候補者X
第2位 候補者Y
・
・

○候補者の間における当選順位	【当選順位のイメージ】(特定枠 x 人)
特定枠の候補者があるときは、 ・特定枠に記載されている候補者を上位とし(名簿記載の順位のとおりに当選人とする) ・その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次定める。	第 1 位 候補者 X 第 2 位 候補者 Y ・ ・ 特定枠記載者を名簿記載の順位のとおりに当選人とする 第 $x+1$ 位 候補者 B 第 $x+2$ 位 候補者 A ・ ・ 特定枠以外の者について得票数の最も多い順

○特定枠に記載されている候補者の有効投票

特定枠に記載されている候補者の有効投票は、政党等の有効投票とみなす。

○特定枠に記載されている候補者の選挙運動

特定枠に記載されている候補者には、参議院名簿登載者個人としての選挙運動(選挙事務所、自動車、ビラ、ポスター、個人演説会等)を認めない。

○投票所の掲示

特定枠の候補者の氏名及び順位は、特定枠以外の候補者と区分して、特定枠以外の候補者の次に掲載する。

2 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律

(公布：令和元年5月15日、施行：令和元年5月15日)

※2は令和元年6月1日)

【主な改正内容】

1 選挙長等の費用弁償額の改正

	改正後	現行
選挙長 1日につき	10,800 円	10,600 円
投票所の投票管理者 1日につき	12,800 円	12,600 円
共通投票所の投票管理者 1日につき	12,800 円	12,600 円
期日前投票所の投票管理者 1日につき	11,300 円	11,100 円
開票管理者 1日につき	10,800 円	10,600 円
投票所の投票立会人 1日につき	10,900 円	10,700 円
期日前投票所の投票立会人 1日につき	9,600 円	9,500 円
開票立会人 1日につき	8,900 円	8,800 円
選挙立会人 1日につき	8,900 円	8,800 円

2 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

(1) 投票管理者

改正後	現行
選挙権を有する者の中から	<u>当該選挙の</u> 選挙権を有する者の中から

(2) 投票立会人

改正後	現行
選挙権を有する者の中から	<u>各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から</u>

(3) 開票立会人、選挙立会人

改正後	現行
開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から	<u>各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から</u>

【今後の日程について】

参議院議員通常選挙が、

公示日：7月4日（木）、投・開票日：7月21日（日）となった場合

6月25日（火） 参議院議員通常選挙 投票所入場券発送（予定）

7月 3日（水） 第6回選挙管理委員会（選挙時登録ほか）

午前9時 第1会議室

4日（木） 参議院議員通常選挙 公示日

5日（金）～20日（土） 期日前投票・不在者投票

7月12日（金） 選挙公報発送（予定）

20日（土） 第7回選挙管理委員会（登録抹消）

21日（日） 参議院議員通常選挙 投・開票日

投票 午前7時～午後7時（勝平・落合は午後6時まで）

開票 午後8時開始 三種町八竜体育館

※委員長は午前8時30分、委員の方は午後1時より従事。

【第25回参議院議員通常選挙】

選挙区選出 50議席（秋田選挙区 1議席）

比例代表選出 74議席

計 124議席

* 平成25年7月21日執行第23回通常選挙による当選者の任期満了による